

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

成田市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態 様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の 指標	7
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態 様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする 青年等が目標とすべき農業経営の指標	19
第 4	第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担うものの確保及 び育成に関する事項	23
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用 の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関 する事項	26
	1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用 の集積に関する目標	
	2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	28
	1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項 に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号 に掲げる事業に関する事項	29
	2 利用権設定等促進事業に関する事項	30
	3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認めら れる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関す る事項	36
	4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	39
	5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確 保の促進に関する事	40

6	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の推進に関する事項	41
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	42
第7	その他	44
別紙1	(第6の2の(1)⑥関係)	45
別紙2	(第6の2の(2)関係)	47

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 本市は千葉県北部中央の北総台地に位置し、東京都心から50～60km圏内にあり、平成18年3月には成田市、下総町、大栄町の1市2町による合併により、これまでの水田と畑の農地の割合は4対1から2対1となり、全体で約2倍の面積となった。

成田地区（旧成田市）は、北は利根川、西は印旛沼に接し、これらの流域・沿岸では水田地帯を利用した稲作を主体とする農業生産が行われており、これを取り囲むように広がる台地では、露地野菜を主体とした農業生産が行われている。水田は基盤整備がほぼ完了しており、稲作では、近年、更なる規模拡大を図るため、15haを超える大規模農家や3～5戸程度の農家の共同による大型機械・施設の導入が盛んになっている。

次に、下総地区（旧下総町）は、千葉県北部の利根川沿いに位置し、利根川及びその支流の尾羽根川沿線に広がる水田と、山間谷津田及び台地の畑地帯とからなり、稲作中心の町として発展してきた。また、近年では、畜産農家との耕畜連携によるWCSへの取り組みやれんこん栽培に取り組む若手の就農が見られることから、稲作を中心とした複合経営を推進する。

次に、大栄地区（旧大栄町）は、千葉県の北東部に位置し、北総台地畑作地帯の一角を占めている。中央部を帯状に入る水田地帯を生かした稲作を主体とする農業生産と、この水田地帯を取り囲むように広がる台地を生かした露地野菜を主体とする農業生産を展開してきている。畑作については、かんしょ、にんじん等の根菜類を中心とした産地となっている。これらの作目、作型を担い手農家を中心に、地域として産地化を図り、消費者の嗜好の変化等により、作付け品種の変更や貯蔵庫を活用した付加価値の向上に取り組む。

今後は、稲作においては、集落を基礎としながらその合意形成の下、経営規模の拡大を志向する農業者に対し農地を集約し、大区画化・団地化による生産性向上を推進する。畑作においては収益性の高い作目、作型を導入して、担い手農家を中心に地域として産地化を図ることとする。また、スマート農業の導入を推進し、労働力の省力化を目指す。

このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 本市の農業構造については、昭和40年代からの新東京国際空港の建設を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年、農村の人口減少、高齢化の進展や後継者の地区外流出によって土地利用型農業を中心とし

た農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的価値が下落し、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に流動化が進んでいる。

3. 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり600万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間以下）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 本市の過去5年間の新規就農者は33人となっており、本市の農業生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

このことを踏まえ、本市は、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

なお、千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標450人を踏まえ、本市においては年間15人の当該青年等の確保を目標とする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、新たに農業経営を営もうとする青年等が農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（効率的かつ安定的な農業経営の目標の4割程度の農業所得、すなわち主たる農業従事者1人当たり250万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間以下）の水準を実現できるものとする。

5. 本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業そ

の他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業協同組合、公益財団法人成田市農業センター（以下「農業センター」という。）、成田市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、農業事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、成田市農業再生協議会、成田市担い手育成総合支援協議会と連携し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、就農定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会、農業センターや農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業事務所や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）へと誘導していくものとする。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員会を核とした農地銀行活動の一層の活発化と、関係機関等による情報共有を推進し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、農地中間管理事業等を活用した利用権設定等を進める。

また、これらの農地流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して「地域計画」との整合性を図り、集約化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方

向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

加えて、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

一方、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を検討する等、地域の実情に即した多様な担い手の育成を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と地域農業や集落機能を支える小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めて行くこととする。

また、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請や家族経営協定の締結の推進、集落営農の組織化・法人化に当たっての話合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

加えて、新規就農者が早期に効率的かつ安定的な農業経営体へ移行できるように、生産技術や経営管理能力の向上を図るとともに、経営に必要な機械・施設の整備やスマート農業への取り組みなどを促進する。

また、これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「地域計画」と整合が取られるよう推進し、農業の体質強化を図るとともに、農家所得の向上を図るため、農業者が生産・加工・販売まで一体的に行う6次産業化の取り組みについても併せて推進して

いくものとする。

特に法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会等の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした土地改良事業や経営構造対策等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

また、成田国際空港や東関東、圏央道などの充実した広域交通ネットワークや日本初のワンストップ輸出拠点機能を備えた成田市公設地方卸売市場の活用による、市内農産物の販路拡大に取り組むことで、農業従事者の所得向上及び本市農業の持続可能な発展を図るものとする。

6. 本市は、本市農業の永続的維持・発展を図るため、国・県等の実施する事業との連携を図りながら、次の事業の推進を図る。

- (1) 生産性の向上をめざしつつ、環境保全に配慮した持続的農業を推進する。
- (2) 集落排水の整備等農村集落の定住条件の整備を推進する。
- (3) 都市地域の農業振興を図るため、都市農業対策等を推進する。
- (4) 利根川、根木名川、印旛沼周辺の水田地帯においては、作業の効率化をめざし、ほ場の大区画化、団地化等を推進する。
- (5) 農業用水については、各土地改良区において基盤整備事業等が完了し、水田への長期安定的な用水の供給が可能となるため、規模拡大へ向けての品種構成に考慮した稲作経営の推進を図る。
- (6) ライスセンター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進する。
- (7) 成田市公設地方卸売市場を活用した市内農産物の販路拡大を図る。

7. 本市は、農業委員会、農業協同組合、農業センター等の担当職員で構成する指導チームを設置し、農業事務所等の協力を受けて、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支所・経済センター単位の研修会の開催等を行う。

特に、大規模化を目指す経営体においては、適切な資金計画の下に施設等への投

資を行っていくため、同指導チームの下に株式会社日本政策金融公庫千葉支店の参画を仰ぎつつ、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効果的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

① 個別経営体

水 稻 専 作

露地野菜専作（かんしょ）

露地野菜専作（かんしょ、にんじん）

露地野菜＋施設野菜（すいか、だいこん）

露地野菜（かんしょ、にんじん）＋水稲

施設野菜（きゅうり）＋水稲

露地野菜（れんこん）

果樹専作（なし）

酪農単一経営

養豚単一経営

② 組織経営体

水 稻 専 作

【個別経営体】

営農類型	水稻専作
規模	水田 20ha(自作地 3ha、借入地 17ha) 労働力：家族 2 名(主たる従事者 1 人)、雇用 1 名
所得及び労働時間	所得 602 万円、労働時間 2,920 時間
生産方式	[資本装備] トラクター45ps×1・60ps×1、ハロー、畦塗り機、播種機、直進アシスト田植機 8 条、自脱型コンバイン 6 条、乾燥調整施設、トラック 2t×1・軽×1、フォークリフト 2t、パイプハウス、車庫・倉庫 [技術内容] 移植栽培、疎植栽培、収穫を考えた計画的な作付け、フレコン出荷
経営管理の方法	促進計画等による農地集積、ほ場の団地化、複数品種導入による作期分散、ICT の利活用、農機具リースの活用、栽培管理記録、複式簿記の記帳、家族経営協定の締結
農業従事の態様	計画的な休日の確保、給料制、保険加入
【算定根拠】	
<p style="text-align: center;">農業粗収入 － 農業経営費 ＝ 農業所得 2,360 万円 1,758 万円 602 万円</p>	
1 品目 (作型・品種)	4 単価
主食用米 6ha	主食用米 195 円/kg (11,700 円/60kg)
コシヒカリ、粒すけ、ふさこがね	加工用米 126 円/kg (7,600 円/60kg)
加工用米・飼料用米 (多収品種) 各 7ha	※補助金 51,370 円/10a
2 規模	飼料用米 (多収品種) 10 円/kg
20ha	(600 円/60kg)
3 生産量	※補助金 120,000 円/10a
主食用米・加工用米	5 所得率
70,720kg (544kg/10a)	25.5%
飼料用米 (多収品種)	6 単位規模当たりの労働時間
44,380kg (634kg/10a)	14.6 時間/10a
	7 1 時間当たりの雇用労賃
	1,200 円
	8 借入地面積
	17ha
	9 10a 当たり平均地代
	12,300 円

【個別経営体】

営農類型	露地野菜専作(かんしょ)		
規模	畑 2.8ha(自作地 1.8ha、借入地 1.0ha) 労働力：家族 3 名(主たる従事者 1 人)、雇用 1 名		
所得及び労働時間	所得 624 万円、労働時間 5,152 時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター40ps×1・20ps×1・18ps×1、マルチ同時消毒機、苗植補助機、動力噴霧機、つる刈り機、収穫機、洗浄機、パイプハウス、貯蔵庫、トラック 2t×1・軽×2、フォークリフト 1.5t、作業場、農機具等格納庫</p> <p>[技術内容]</p> <p>ウイルスフリー苗の導入による生産物の高位平準化、 土壌診断による合理的な施肥管理、堆肥の施用や緑肥による土づくり、 貯蔵庫の導入、簡易選果機による省力化</p>		
経営管理の方法	借地の集約化、ICT・機械利用による作業の効率化、栽培管理記録、ニーズに合わせた品種構成、税理士の活用、家族経営協定の締結		
農業従事の態様	計画的な休日の確保、給料制、保険加入		
【算定根拠】	<p>農業粗収入 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p>1,814 万円 1,190 万円 624 万円</p>		
1	品目、規模、生産量(10a)	4	単位規模当たりの労働時間 184 時間/10a
	かんしょ 2.8ha 2,700kg	5	1 時間当たりの雇用労賃 1,100 円
2	単価 240 円/kg	6	借地面積 1.0ha
3	所得率 34.4%	7	10a 当たり平均地代 11,200 円

【個別経営体】

営農類型	露地野菜専作(かんしょ+にんじん)				
規模	畑 3.2ha(自作地 2.0ha、借入地 1.2ha) 労働力：家族 3 名(主たる従事者 1 人)、雇用 1 名				
所得及び労働時間	所得 633 万円、労働時間 5,124 時間				
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター40ps×1・20ps×1・18ps×1、マルチ同時消毒機、苗植補助機、播種機、動力噴霧機、つる刈り機、収穫機×2、洗浄機×2、簡易選果機、パイプハウス、貯蔵庫、トラック 2t×1・軽×2、フォークリフト 1.5t、作業場、農機具等格納庫</p> <p>[技術内容]</p> <p>ウイルスフリー苗の導入による生産物の高位平準化、 土壌診断による合理的な施肥管理、堆肥の施用や緑肥による土づくり、 貯蔵庫の導入、かんしょの簡易選果機による省力化</p>				
経営管理の方法	借地の集約化、ICT・機械利用による作業の効率化、栽培管理記録、ニーズに合わせた品種構成、税理士の活用、家族経営協定の締結				
農業従事の態様	計画的な休日の確保、給料制、保険加入				
【算定根拠】					
	農業粗収入	－	農業経営費	=	農業所得
	1,862 万円		1,129 万円		633 万円
1	品目（作型・品種）、規模、生産量(10a)	3	単位規模当たりの労働時間		
	かんしょ	200a	2,700kg	かんしょ	184 時間/10a
	秋冬にんじん	100a	3,700kg	秋冬にんじん	111 時間/10a
	春にんじん	20a	5,600kg	春にんじん	167 時間/10a
2	単価、所得率	4	1 時間当たりの雇用労賃 1,100 円		
	かんしょ	240 円/kg	31.8%	5	借地面積 1.2ha
	秋冬にんじん	112 円/kg	42.0%	6	10a 当たり平均地代 11,200 円
	春にんじん	136 円/kg	31.0%		

【個別経営体】

営農類型	露地野菜+施設野菜(すいか+だいこん)				
規模	畑 2.0ha、パイプハウス 10,000 m ² 労働力：家族 3 名(主たる従事者 1 人)、雇用 3 名				
所得及び労働時間	所得 620 万円、労働時間 11,900 時間				
生産方式	<p>[資本装備]</p> パイプハウス、トラクター80ps×1・50ps×1・20ps×1、パワーショベル、マニュアルプレッダー、深耕ロータリー、フォークリフト、洗浄機、動力噴霧機、トラック 4t×1・軽×2、作業場、農機具等格納庫、積載車 <p>[技術内容]</p> 堆肥の施用や緑肥による土づくり、土壌分析による合理的施肥、ミツバチの利用、規格の簡素化、病虫害の適期防除				
経営管理の方法	常時・臨時雇用の導入、ICT・機械利用による作業の効率化、栽培管理記録、ニーズに合わせた品種構成、税理士の活用、家族経営協定の締結				
農業従事の様態	計画的な休日の確保、給料制、保険加入				
【算定根拠】					
	農業粗収入	－	農業経営費	=	農業所得
	3,144 万円		2,524 万円		620 万円
1	品目（作型・品種）、規模、生産量(10a)			3	単位規模当たりの労働時間
	半促成すいか	100a	4,800kg		半促成すいか 320 時間/10a
	トンネルすいか	200a	4,800kg		トンネルすいか 300 時間/10a
	秋冬だいこん	300a	6,000kg		秋冬だいこん 90 時間/10a
2	単価	所得率		4	1 時間当たりの雇用労賃 1,100 円
	半促成すいか	180 円/kg	19%		
	トンネルすいか	125 円/kg	17%		
	秋冬だいこん	60 円/kg	22%		

【個別経営体】

営農類型	露地野菜+水稻		
規模	畑 2.8ha(自作地 2.0ha、借入地 0.8ha)、 田 3.0ha(自作地 1.0ha、借入地 2.0ha) 労働力：家族 3 名(主たる従事者 1 人)		
所得及び労働時間	所得 613 万円、労働時間 4,703 時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> トラクター18ps×1・33ps×1・45ps×1、ハロー、ライムソワー、 土壌消毒機、畦塗り機、播種機、苗植補助機、側条施肥田植機 6 条、 自脱型コンバイン 4 条、乾燥調整施設、動力噴霧機、つる刈り機、 根菜類収穫機、洗浄機×2、簡易選果機、トラック 2t×1・軽×2、 フォークリフト 2t、作業場、農機具等格納庫 <p>[技術内容]</p> 移植栽培、疎植栽培、貯蔵庫の導入、フレコン出荷		
経営管理の方法	複数品種導入による作期分散、ニーズに合わせた品種構成、栽培管理記録、 ICT・機械利用による作業の効率化、農機具リースの活用、税理士の活用、 家族経営協定の締結		
農業従事の態様	計画的な休日の確保、給料制、保険加入		
【算定根拠】			
$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収入} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 1,806 \text{ 万円} & & 1,193 \text{ 万円} \quad 613 \text{ 万円} \end{array}$			
1	品目 (作型・品種)、規模	4	所得率 33.9%
	かんしょ 1.4ha	5	単位規模当たりの労働時間
	秋冬にんじん 1.4ha		かんしょ 184 時間/10a
	主食用米(コシヒカリ・ふさこがね) 3.0ha		秋冬にんじん 111 時間/10a
2	生産量		水稻 19.1 時間/10a
	かんしょ 37,800kg (2,700kg/10a)	6	借入地面積
	秋冬にんじん 51,800kg (3,700kg/10a)		畑 0.8ha
	主食用米 16,320kg (544kg/10a)		田 2.0ha
3	単価	7	10a 当たり平均地代
	かんしょ 240 円/kg		畑 11,200 円
	秋冬にんじん 112 円/kg		田 12,300 円
	主食用米 195 円/kg		

【個別経営体】

営農類型	施設野菜+水稲	
規模	水田 7.2ha、ハウス 3,000 m ² (自作地 2.0ha、借入地 5.5ha) 労働力：家族 3 名(主たる従事者 1 人)、雇用 1 名	
所得及び労働時間	所得 632 万円、労働時間 6,889 時間	
生産方式	<p>[資本装備]</p> トラクター30ps×1・45ps×1、ハロー、ブロードキャスター、動力噴霧機、畦塗り機、播種機、ライムソフー、土壌消毒機、管理機、平高うねマルチ、温風式暖房機、側条施肥田植機 6 条、自脱型コンバイン 4 条、乾燥調整施設、硬質プラスチックハウス、トラック 2t×1・軽×2、フォークリフト 2t、作業場、農機具等格納庫 <p>[技術内容]</p> 移植栽培、疎植栽培、共同育苗、土壌分析による合理的施肥	
経営管理の方法	複数品種導入による作期分散、ニーズに合わせた品種構成、栽培管理記録、税理士の活用、ICT・機械利用による作業の効率化、農機具リースの活用、家族経営協定の締結、販売方法の検討	
農業従事の態様	計画的な休日の確保、給料制、保険加入	
【算定根拠】		
	農業粗収入	農業経営費
	2,100 万円	1,468 万円
	＝ 農業所得 632 万円	
1	品目（作型・品種）、規模	3 単価
	半促成きゅうり 30a	半促成きゅうり 250 円/kg
	抑制きゅうり 20a	抑制きゅうり 225 円/kg
	主食用米 3.0ha	主食用米 195 円/kg (11,700 円/60kg)
	加工用米・飼料用米（多収品種）4.2ha	加工用米 126 円/kg (7,600 円/60kg)
2	生産量	※補助金 51,370 円/10a
	半促成きゅうり 42,000kg (14,000kg/10a)	飼料用米（多収品種）10 円/kg (600 円/60kg)
	抑制きゅうり 10,000kg (5,000kg/10a)	※補助金 120,000 円/10a
	主食用米、加工用米 28,288kg (544kg/10a)	4 所得率 30.1%
	飼料用米（多収品種）12,680kg (634kg/10a)	5 単位規模当たりの労働時間 半促成きゅうり 1,609 時間/10a 抑制きゅうり 857 時間/10a 水稲 15.2 時間/10a
		6 1 時間当たりの雇用労賃 1,200 円
		7 借入地面積 水田 5.5ha
		8 10a 当たり平均地代 12,300 円

【個別経営体】

営農類型	露地野菜(れんこん)		
規模	水田 3.0ha(自作地 3.0ha) 労働力：家族 2 名(主たる従事者 1 人)、雇用 1 名		
所得及び労働時間	所得 621 万円、労働時間 4,815 時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター、ブロードキャスター、動力噴霧機、中耕除草機、掘取機、掘取機用ポンプ装置、洗浄機、管理機、からつぶし車輪、背負式兼用防除機、低コスト耐候性ハウス、予冷库、製氷機、トラック 2t×1・軽×1、作業場、農機具等格納庫</p> <p>[技術内容]</p> <p>適正品種の導入、ハウス栽培による早期及び周年出荷、畜産農家との連携による地力の増進</p>		
経営管理の方法	ほ場の大区画化、ほ場の団地化、用排水施設の完備、農機具リースの活用、栽培管理記録、ICT の利活用、税理士の活用、家族経営協定の締結		
農業従事の態様	計画的な休日の確保、給料制、保険加入		
【算定根拠】	<p>農業粗収入 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p>1,800 万円 1,179 万円 621 万円</p>		
1	品目 (作型・品種)、規模 れんこん 3.0ha	4	所得率 34.5%
2	生産量 れんこん 48,000kg (1,600kg/10a)	5	単位規模当たりの労働時間 れんこん 160.5 時間/10a
3	単価 露地れんこん 375 円/kg	6	1 時間当たりの雇用労賃 1,200 円

【個別経営体】

営農類型	果樹専作（なし）		
規模	露地 1.6ha 労働力：家族2名(主たる従事者1人)、雇用1名		
所得及び労働時間	所得635万円、労働時間4,784時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター、ロータリーカッター、トレンチャー、ブロードキャスター、マニースプレッダー、深堀ロータリー、スピードスプレイヤー、フロントローダー、果樹棚、多目的防災網、収穫台車、モア、開やく器、選果機</p> <p>[技術内容]</p> <p>計画的改植と早期成園化、早期摘蕾・摘果、 土壌改良や堆肥の施用等による土づくり、人工受粉、薬剤散布の削減</p>		
経営管理の方法	<p>生産管理</p> <p>計画的な改植、品種構成改善、栽培管理記録、ニーズに合わせた品種構成、ICTの利活用、農機具リースの活用</p> <p>販売管理</p> <p>顧客リスト整備、接客技術</p> <p>雇用管理</p> <p>臨時雇用の導入、臨時雇用の教育</p> <p>家族経営協定の締結</p>		
農業従事の態様	計画的な休日の確保、給料制、保険加入		
【算定根拠】			
	農業粗収入	－ 農業経営費	= 農業所得
	1,869万円	1,234万円	635万円
1	品目及び規模（成園160a）	3	単価 直売 市場
	幸水 80a		幸水 630円/kg 340円/kg
	豊水 50a		豊水 620円/kg 300円/kg
	その他 30a		その他 670円/kg 330円/kg
2	生産量	4	所得率 34%
	幸水 2,000kg/10a		（直売比率60%、市場出荷比率40%）
	豊水 2,300kg/10a	5	単位規模当たりの労働時間
	その他 3,000kg/10a		299時間/10a
		6	1時間当たりの雇用労賃 1,100円

【個別経営体】

営農類型	酪農専業
規模	乳牛(成牛 35 頭、育成牛 16 頭)、 飼料畑 5ha(自作地 3ha、借入地 2ha) 農場副産物 51,000 円/頭 労働力：家族 3 名(主たる従事者 1 人)、ヘルパー 2 名
所得及び労働時間	所得 661 万円、労働時間 4,025 時間
生産方式	[資本装備] トラクター、ロータリー、プラウ、マニユアスプレッダー、 コーンハーベスター、ロールベアラー式、ダンプ、バキュームカー、 コンプリートフィダー、堆肥舎、尿処理施設、牛舎、育成舎・飼料庫、 サイロ、細霧装置・扇風機、バルククーラー、パイプラインミルク [技術内容] つなぎ、パイプラインミルク方式又はフリーストールパーラー方式、 TMR 方式採用、牛群検定の利用、牛群管理パソコンシステム、 消毒の徹底、カウ・コンフォートの採用
経営管理の方法	飼料生産機械の共同利用、自給飼料生産基盤の団地化、未利用地の活用、 転換水田活用、雇用労働活用、簿記管理改善、預託等の活用、 自給飼料増産、飼料生産省力化・外部化(コントラクター)、 堆肥化耕蓄連携等の協同化、慢性疾病改善等清浄化プログラム、 ICT の利活用、地域営農等への貢献、家族経営協定の締結
農業従事の態様	ヘルパーの活用、育成管理方式(隔離・カーフハッチ)、給料制、 コントラクター等による地域労働システムへの参画
【算定根拠】	
$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収入 (生乳粗収益+副産物粗収益)} & - & \text{農業経営費} & = & \text{農業所得} \\ 3,715 \text{ 万円} & (3,511 \text{ 万円} + 204 \text{ 万円}) & 3,054 \text{ 万円} & & 661 \text{ 万円} \end{array}$	
1 品目 乳牛	5 所得率 17.8%
2 規模 成牛 35 頭、育成牛 16 頭	6 単位規模当たりの労働時間 成牛換算 1 頭当たり 115 時間/年
3 生産量 成牛 1 頭当たり年間乳量 8,800kg	7 1 時間あたり雇用労賃 1,332 円
4 単価 114 円/kg	

【個別経営体】

営農類型	養豚専業		
規模	養豚(繁殖雌豚 85 頭、繁殖雄豚 5 頭)、施設等用地 1.5ha 労働力：家族 3 名(主たる従事者 1 人)、雇用 1 名		
所得及び労働時間	所得 633 万円、労働時間 4,522 時間		
生産方式	<p>[資本装備] 分娩・離乳舎、子豚舎、飼育舎、飼料タンク、倉庫、堆肥舎、 発酵処理堆肥化施設、尿処理施設(浄化槽・液肥化施設)、自動給餌機、 トラック、ショベルローダー、バキュームカー、消毒システム、 野生獣侵入防止柵</p> <p>[技術内容] 系統豚の利用、無看護分娩、人工授精活用、繁殖豚群管理、換気システム、 効率的ふん尿処理、消毒・野生獣侵入対策の徹底</p>		
経営管理の方法	簿記管理改善、耕畜連携による堆肥利用の促進、ICT の利活用、 慢性疾病改善等清浄化プログラム、家族経営協定の締結		
農業従事の態様	定期的休日の採用、給料制、給餌・管理システム自動化・合理化、 育成管理方式(隔離育成)		
【算定根拠】	<p>農業粗収入(肥育豚粗収益+副産物粗収益) - 農業経営費 = 農業所得 5,703 万円 (5,635 万円+68 万円) 5,070 万円 633 万円</p>		
1 品目	養豚一貫専業	4	単価
2 規模	繁殖雌豚 85 頭	5	枝肉単価 488 円/kg (枝肉歩留まり 65%)
3 生産量	繁殖雌豚 1 頭当たり年間肉豚出荷頭数	6	所得率 11.1%
	19 頭以上、出荷時生体重 110kg	7	単位規模当たりの労働時間 肥育豚 1 頭当たり 2.8 時間/年
			1 時間あたり雇用労賃 1,332 円

【組織経営体】

営農類型	水稻専作		
規模	水田 50ha(自作地 10ha、借入地 40ha) 労働力：構成員 4 名(主たる従事者 3 人)、雇用 2 名		
所得及び労働時間	所得 640 万円、労働時間 7,200 時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター45ps×2・60ps×2、ロータリー×2、ハロー×2、畦塗り機×2、播種機、直進アシスト田植機 8 条×2、自脱型コンバイン 6 条×2、農業用ドローン、乾燥調整施設、トラック 2t×1・軽×1、フォークリフト 2t×3、パイプハウス、車庫・倉庫</p> <p>[技術内容]</p> <p>移植栽培、疎植栽培、共同育苗、収穫を考えた計画的な作付け、フレコン出荷</p>		
経営管理の方法	促進計画等による農地集積、ほ場の団地化、複数品種導入による作期分散、ICT の利活用、農機具リースの活用、栽培管理記録、税理士の活用		
農業従事の様態	計画的な休日の確保、保険加入		
【算定根拠】	<p>農業粗収入 － 農業経営費 = 農業所得 (1 戸当たり)</p> <p>6,114 万円 4,194 万円 1,920 万円 640 万円</p>		
1 品目 (作型・品種)	4 単価		
主食用米 10ha	主食用米 195 円/kg(11,700 円/60kg)		
コシヒカリ、粒すけ、ふさこがね	飼料用米 (多収品種) 10 円/kg		
飼料用米 (多収品種) 40ha	(600 円/60kg)		
2 規模	※補助金 120,000 円/10a		
50ha	5 所得率	31.4%	
3 生産量	6 単位規模当たりの労働時間		
主食用米	14.4 時間/10a		
54,400kg (544kg/10a)	7 1 時間当たりの雇用労賃	1,200 円	
飼料用米 (多収品種)	8 借入地面積	40ha	
253,600kg (634kg/10a)	9 10a 当たり平均地代	12,300 円	

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

① 個別経営体

露地野菜専作（にんじん、こまつな、ほうれんそう）

露地野菜専作（かんしょ、にんじん）

露地野菜専作（れんこん）

【個別経営体】

営農類型	露地野菜専作(にんじん+こまつな+ほうれんそう)				
規模	畑 80a(自作地 50a、借入地 30a) 労働力：家族 2 名(主たる従事者 1 人)				
所得及び労働時間	所得 250 万円、労働時間 3,276 時間				
生産方式	[資本装備] トラクター、播種機、洗浄機、軽トラック、作業舎、冷蔵庫 [技術内容] 土壌診断による合理的な施肥管理、堆肥の施用による土づくり、 生産性及び耐病性の高い品種の採用、品種に応じた栽培管理、防虫網の活用				
経営管理の方法	農作業日誌の記帳活用、パソコン等による経営管理、 ICT・機械利用による作業の効率化、農機具リースの活用、 家族経営協定の締結				
農業従事の態様	計画的な休日の確保、保険加入				
【算定根拠】					
	農業粗収入	－	農業経営費	=	農業所得
	447 万円		197 万円		250 万円
1	品目(作型・品種)、 にんじん(秋冬どり) こまつな(春夏どり) ほうれんそう(秋冬どり)	規模、生産量(10a) 50a 3,700kg 40a 1,500kg 30a 1,000kg	3	所得率 56%	
			4	単位規模当たりの労働時間	
				にんじん(秋冬どり)	129 時間/10a
				こまつな	300 時間/10a
				ほうれんそう	420 時間/10a
2	単価、所得率		5	10a 当たり平均地代	11,200 円/10a
	にんじん(秋冬どり)	112 円/kg			
	こまつな	200 円/kg			
	ほうれんそう	400 円/kg			

【個別経営体】

営農類型	露地野菜専作(かんしょ+にんじん)		
規模	畑 120a(自作地 50a、借入地 70a) 労働力：家族 2 名(主たる従事者 1 人)		
所得及び労働時間	所得 281 万円、労働時間 2.488 時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター、播種機、つる刈り機、洗浄機×2、動力噴霧機、軽トラック、作業舎、マルチ同時消毒機、収穫機（アタッチメント式）、パイプハウス</p> <p>[技術内容]</p> <p>ウイルスフリー苗の導入による生産物の高位平準化、堆肥の施用や緑肥による土づくり、土壌診断による合理的な施肥管理、貯蔵による安定出荷</p>		
経営管理の方法	農作業日誌の記帳活用、パソコン等による経営管理、ニーズに合わせた品種構成、ICT・機械利用による作業の効率化、農機具リースの活用、家族経営協定の締結		
農業従事の態様	計画的な休日の確保、給料制、保険加入		
【算定根拠】			
<p style="text-align: center;">農業粗収入 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p style="text-align: center;">752 万円 471 万円 281 万円</p>			
1	品目(作型・品種)、規模、生産量(10a)	3	所得率 37.4%
	かんしょ 80a 2,500kg	4	単位規模当たりの労働時間
	にんじん(春夏どり) 40a 5,000kg		かんしょ 214 時間/10a
2	単価		にんじん(春夏どり) 194 時間/10a
	かんしょ 240 円/kg	5	10a 当たり平均地代 11,200 円/10a
	にんじん(春夏どり) 136 円/kg		

【個別経営体】

営農類型	露地野菜専作(れんこん)		
規模	水田 1.5ha(自作地 0.5ha、借入地 1.0ha) 労働力：家族 2 名(主たる従事者 1 人)		
所得及び労働時間	所得 254 万円、労働時間 2,408 時間		
生産方式	<p>[資本装備] トラクター、ブロードキャスター、動力噴霧機、中耕除草機、掘取機、掘取機用ポンプ装置、洗浄機、管理機、からつぶし車輪、背負式兼用防除機、製氷機、軽トラック、作業舎</p> <p>[技術内容] 適正品種の導入、土壌診断による合理的な施肥管理、堆肥の施用による土づくり</p>		
経営管理の方法	ほ場の団地化、用排水施設の完備、農作業日誌の記帳活用、パソコン等による経営管理、ICT・機械利用による作業の効率化、農機具リースの活用、家族経営協定の締結		
農業従事の態様	計画的な休日の確保、保険加入		
【算定根拠】			
$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収入} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 765 \text{ 万円} & & 511 \text{ 万円} \quad 254 \text{ 万円} \end{array}$			
1	品目 (作型・品種)、規模	5	単位規模当たりの労働時間
	れんこん 1.5ha		れんこん 160.5 時間/10a
2	生産量	6	借入地面積
	れんこん 20,400kg (1,360kg/10a)	7	水田 1.0ha
3	単価		10a 当たり平均地代
	れんこん 375 円/kg		30,000 円
4	所得率		
	33.2%		

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担うものの確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、特産品である米、かんしょ、にんじんなどの農産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体や、農業センター、農業協同組合、農業委員会、指導農業者等と連携・協力して、研修・指導や相談対応等に取り組み、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業事務所や農業委員会、農業協同組合、農業センターなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供や生活面の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向け関係機関と連携して、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを行う。さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、農業事務所や千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と緊密な連携を取り、就農相談対応や人材確保及び就農希望者の営農計画作成に対する支援を行います。さらに、就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、相談対応等のサポートを行います。

農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員の活動を通じ、就農希望者への農地等の情報提供を行います。

農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与などのサポートを行います。

農業事務所は、担い手の育成に向けて、普及指導員による技術指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行います。

農業センターは、就農希望者への農地等の情報提供を行うとともに、関係機関等と連携した各種事業を通じ支援等を行います。

地域計画の作成区域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行います。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、関係機関等と連携して、市内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、農業事務所へ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。更に、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業事務所、千葉県農業者総合支援セ

ンター、農地中間管理機構、農業委員会、農業センター等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び集約化についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

予想農用地面積 (A)	利用集積の 目標面積(B)	目標シェア (B/A×100)
6,281ha	3,458 ha	55.1 %

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の集約化についての目標

「地域計画」の推進による農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の集約化の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1. 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準じる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。

2. 目標年次は、おおむね10年後とする。

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

印旛沼沿岸及び利根川水系流域の水田地域においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んでいるが、経営農地の集約化までは進んでおらず、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、北総台地の一角を占める畑作地域では、かんしょ・露地野菜を主体に農業生産を展開しているが、水田地域と同様に集約化及び農作業の効率化等

の進捗率が鈍く、担い手の足かせとなっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、土地持ち非農家の増加や農業従事者の高齢化がさらに進み、このままでは、担い手が受けきれない農地が出てくることが予想されることから、担い手の確保・育成及び農地の利用集積を推進するため、「地域計画」を推進するとともに、成田市担い手育成総合支援協議会等と連携し、農地の一体的管理等を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成、当該組織全体の協業化・法人化を進める等、地域の実情に即した多様な担い手の育成を図る。

(3) 関係団体等との連携体制

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への集約化を促進するため、農地中間管理機構、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農業センター等が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、まとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を推進する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、千葉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1. 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
2. 利用権設定等促進事業
3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項
7. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて「地域計画」の推進を図り、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

印旛沼沿岸・根木名川水系流域の地域においては、利用権の設定等の促進を重点的に実施し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

また、畑作台地においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。

このことによって、担い手不足の下で多発しようとしている荒廃農地の防止に努める。

さらに、本市は農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置

①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である米の農繁期を除いて設定する。協議の場の区域は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる範囲とする。

②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、市の行政回覧への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③参加者

農業者、本市、農業委員会、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、農業センター、千葉県、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域における農業の将来のあり方に関する方針や効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項等を協議する。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(2) 法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、地域農業の健全な発展を図ることが認められる区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、千葉県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、農業センター等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいた利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。また、農用地利用集積等促進計画に記載された内容が、当該地域計画の達成に資するかを確認する。

2. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集約化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、

同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは法第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 成田市長への確約書の提出や成田市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分及び株式の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出

資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から、令和5年4月1日付け4経営第3216号改正前の農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集約化と相まって農用

地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集約化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の180日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 本市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の

氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途解約時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有

持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 成田市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところに

よりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)(以下「旧法」という。)第18条第2項第6号の規定に基づき賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

なお、「農用地を適正に利用していない」とは次に掲げる場合等をいう。

(ア) 農地法第4条第1項又は同法第5条第1項の規定に違反して賃貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地を農用地以外のものになっている場合

(イ) 賃貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地を同法第32条第1項に該当するものになっている場合

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃貸借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を所定の掲示場に掲示することにより公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、旧法第18条第2項第6号の規定に基づき賃貸借権等が解除された場合又は②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等(農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業の実施等)の働きかけ等を行う。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農

業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集約化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集約化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ (4)①イの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが

确实であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を所定の掲示場に掲示することにより公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、その他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが确实であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5) の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農業センター、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、成田市農業再生協議会、成田市担い手育成総合支援協議会等との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構（農地売買等事業並びに研修等事業を実施している者に限る。）の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業事務所及び千葉県農業者総合支援センターをはじめとする農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合、農業センターなどと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって千葉県立農業大学校や農業事務所、農業センター、農業協同組合、農業委員会、指導農業士等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

ア・イに限らず、市内の直売施設等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青

年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、技術や経営ノウハウの習得については千葉県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業事務所、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農業センター、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、経営構造対策事業、農業生産総合対策事業、農業農村整備事業（国営印旛沼2期地区、県営根本名川2期地区、印旛沼3期地区、水資源機構かんがい排水事業2地区、農地中間管理機構関連農地整備事業1地区を予定）、畜産振興総合対策事業等により農業生産基盤の整備の促進、定住条件の整備、農業近代化施設の導入の推進、都市農業の振興、環境保全型農業等の推進に努める。

イ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

ウ 本市は、成田市水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、需要に応じた米の生産を推進し、高収益作物の導入や飼料用米、加工用米等の作付拡大に重点を置いた取り組みにより望ましい経営の育成を図ることとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業センター、農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3～5で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一

体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び農業センターは、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、成田市農業再生協議会、成田市担い手育成総合支援協議会等のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成7年3月20日から施行する。

附則

この基本構想は、平成11年6月24日から施行する。

附則

この基本構想は、平成12年3月21日から施行する。

附則

この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。

附則

この基本構想は、平成22年5月28日から施行する。

附則

この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基本構想は、令和5年9月28日から施行する。

(農用地利用集積計画に関する経過措置)

2 農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定によりなされたものとみなす。

別紙1（第6の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定されている地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社等（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、7号若しくは第8号に掲げる法人（それ

ぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第6の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年・6年又は10年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年・6年又は10年とすることが相当でないと認められる場合には、これと異なる存続期間とすることができる。なお、農地中間管理機構を活用した利用権設定は、5年以上とする。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額またはその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、本市が認定した額をその費やした金額または増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地または農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権または使用賃借による権利に限る。)の設定または移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適切な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは、「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準として、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

発行 成田市

編集 経済部 農政課

〒 286-8585

成田市花崎町760番地

TEL 0476-20-1542

FAX 0476-24-2185

E-mail nosei@city.narita.chiba.jp

発行日 令和5年9月

登録番号 成農23-25